ロ　登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第六項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾をする旨を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾をする旨を記録したものを交付する方法

5　前項各号に掲げる方法は、登録事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

6　第四項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第二項各号に掲げる方法のうち登録事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

7　登録事業者は、第四項の承諾を得た場合であっても、入居者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該入居者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　入居者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録事業者の使用に係る電子計算機に申出をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに申出をする旨を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに申出をする旨を記録したものを交付する方法

8　第五項の規定は、前項各号に掲げる方法について準用する。

別記様式第一号（第四条関係）

別紙

1．～5．　（略）

6．サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

（略）	（略）
誓約事項	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 □登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。 一　入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ　書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）による契約であること。 ロ～ヘ　（略） 二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

別記様式第一号（第四条関係）

別紙

1．～5．　（略）

6．サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

（略）	（略）
誓約事項	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 □登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。 一　入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ　書面による契約であること。 ロ～ヘ　（略） 二　（略）